

はしがき

本書は、大学での教養科目「人権論」の教科書を念頭に、広く学生や市民に人権について考えてもらおうと、書かれたものである。人権論については、社会学や歴史学など様々なアプローチがありうるなか、本書は憲法学とりわけ日本国憲法の視点から考えていこうとする。それは、私の専攻が憲法学だからである。と同時に、改憲論が声高に叫ばれている昨今であるが、国民主権、非軍事平和主義、人権尊重主義を三大原理とする日本国憲法は、それを生かすことで、数多く存在する人権問題に対しても、解決に向けての道筋を提示しようと考えるからである。

日本国憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定している。分かりやすいいえば、誰もが一人ひとりとして大切にされなければならない、国が政治を行う究極の目的はその一人ひとりが自分らしく生きて暮らしていけるようにすることだ、というのである。さて、現在の日本社会、誰もが大切にされているだろうか、誰もが自分らしく生きているだろうか。戦時下で、国民は国家の「駒」として戦争に動員されたが、現在は大丈夫か。会社や他人の「道具」として扱われている人はいないか。本書では、このような問題意識で人権問題を考えていきたい。

もう一つ、人権の保障される社会に向けてである。日本国憲法97条は、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」である、と述べている。人権とは、権力者に対し人々が声をあげて闘いとしてきたものだ、という理解である。だから、憲法12条が述べるように、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」のである。人権の保障される社会を実現するためには、国民が人権意識を持って、ときには声をあげなければならない、

黙っているだけでは自らの人権も権力者に奪われかねないのである。また、慣習や法律や制度が、人を生きづらくしていることもある。無知ゆえに無意識のうちに人権侵害に加担しているかもしれない。だから、様々な小さな声に耳を傾けることも必要なのである。

私自身、これらを実践できているなどとてもいえない。だが、意識して学び、考え、ときに怒り、声をあげたいと思っている。本書を通じて、人権問題に直面したときも、最後の「切り札」として日本国憲法が使えるのだ、と感じていただければ幸いである。